

内閣参質一四七第四〇号

平成十二年七月十四日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤十朗殿

参議院議員竹村泰子君提出人種差別撤廃条約の実施をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出人種差別撤廃条約の実施をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成七年条約第二十六号）第九条1に基づく第一回・第二回報告の第五十七段落(a)に掲げた事件については、平成六年五月、東京簡易裁判所において、罰金十万円に処するとの判決の宣告が、同段落(b)に掲げた事件については、同年十二月、千葉家庭裁判所松戸支部において、保護処分に付する必要がない旨の決定が、それぞれなされた。

これらの二件以外に平成六年中に発生した同種事件のうち検挙に至ったものは一件あり、その具体的内容は、同年七月、茨城県水戸市内において、登校のためスクールバスを待っていた朝鮮学校の女子生徒に対し、ベルトで数回殴り付けるなどして軽度の擦過傷を負わせた成人男性一人を、傷害の容疑で現行犯逮捕したというものであり、同事件については、同年九月、水戸区検察庁において、公訴を提起しない処分がなされた。

御指摘の平成十年八月から同年末までの間に認知した六件の事件については、早期検挙に努めたが、現時点ではいずれも検挙に至っていない。

一の2の(1)について

法務省の人権擁護機関においては、平成十年八月に北朝鮮によるミサイル発射を契機として在日朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせや暴行等が発生したことから、翌九月、法務省人権擁護局から、全国の法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）に対し、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する通学路、利用交通機関等における差別の防止を呼び掛ける街頭啓発を始めとした啓発活動の取組を強化するよう指示したところである。

これを受けて、法務局等の職員や人権擁護委員が、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する通学路、利用交通機関等において、人権啓発のための冊子等を配布とともに、拡声器等を利用して、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせ等の事象の再発防止及びこのような嫌がらせ等を受けた場合における法務省の人権擁護機関への相談を呼び掛けるなどしたが、これらの街頭啓発の主な実施状況は、別表1のとおりである。

政府としては、今後とも、在日韓国・朝鮮人を含む外国人に対する差別や偏見をなくすため、積極的な啓発活動の推進を図ってまいりたい。

一の2の(2)について

法務省の人権擁護機関においては、あらゆる差別や偏見をなくすとの観点から、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、国民一人一人に人権を尊重することの重要性を認識していただくとともに、その認識が日常生活の中に根付くこととして様々な啓発活動を行っているところであり、啓発ポスターや啓発冊子についても、このような観点から、主に人権問題全般を扱った内容のものとしているところである。

一の2の(1)についてで述べた在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせ等の事象に対処するための啓発活動においても、その根底にある外国人に対する差別意識や偏見をなくすことを目的として、これら啓発ポスターや啓発冊子を活用するとともに、拡声器等を利用して、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせ等の事象の再発防止及びこのような嫌がらせ等を受けた場合における法務省の人権擁護機関への相談を呼び掛けており、さらに、東京法務局及び前橋地方法務局においては、「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」あるいは「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」と題する散らしを作成し、配布したものである。

一の2の(3)について

法務省の人権擁護機関が作成した啓発冊子は、あらゆる差別や偏見をなくすとの観点から、主に人権問題全般を扱った内容のものとなっているが、我が国における人権を取り巻く状況に応じ、これまでにも、在日韓国・朝鮮人の人権問題に関する事項をも啓発冊子の内容の一部として取り入れているほか、アイヌの人々の人権問題を個別に取り上げた啓発冊子も作成しているところである。また、在日韓国・朝鮮人にに対する差別や嫌がらせ等の人権問題に関する啓発冊子を個別に作成することについては、人権に関する各種の情報や調査結果等も踏まえて検討してまいりたい。

二の1について

かつて、我が国の帰化行政において、帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用するよう指導していた時期もあったが、これは、日本人らしくない氏名を使用することにより、我が国社会に日本人として定着する上で支障が生ずるおそれがあるとの考え方から、在日韓国・朝鮮人に限らず、帰化の許可の申請をする外国人一般に対して行わっていたものであり、御指摘のような在日韓国・朝鮮人に対する人類平等の精神に反する誤った偏見、差別意識によるものではない。

二の2について

昭和五十九年に国籍法及び戸籍法の一部改正が行われたが、その改正作業の過程において、帰化事務における氏名の取扱いの在り方についても幅広く検討を行った結果、国際的な人的交流の活発化及びこれに伴う日本国民の氏名についての一般的な意識の変化等にかんがみると、日本人らしい氏名を使用しなくとも、必ずしも我が国社会に日本人として定着することが妨げられるものではないとの考え方から、検討結果がまとまった昭和五十八年から、日本人らしい氏名を使用するよう指導することを行わないこととした。

これを受けて、具体的には、例えば、同年七月八日、実際に帰化許可申請についての相談を受け、その申請を受け付けて審査を行う法務局等に対し、これに関する通知を発出するとともに、法務局等の帰化申請窓口等に備え付けてある国籍関係提出書類様式集の中に、帰化後の氏名は自由に定めることができる旨を明記するなどして、その周知徹底を図っているところである。

二の3の(1)について

現在、御指摘のような「帰化をしようとする者」の欄と「帰化後の氏名」の欄の氏名が同じである帰化許可申請の手引は存在しない。

二の3の(2)について

帰化許可申請書の様式中に「通称名」を書く欄を設けて申請者にその申告を求めているのは、申請者の身分及び生活関係の調査を進める上で必要なためであり、一方、帰化許可申請の手引において、同様式中の「帰化後の氏名」の欄に日本人らしい氏名を例示しているのは、帰化許可申請者の大半が、帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用することを希望している実情を踏まえたことによるものである。

また、御指摘の那覇地方法務局戸籍課発行の「帰化許可申請の手びき」は、帰化後の氏名は自由に定めることができる旨を明記した上で、御指摘の記述部分において、その場合に使用できる文字についての注意事項を記載しているにすぎず、従前の氏名の変更を促しているものではない。

したがって、これらの記載が、平成十年五月二十七日に開催された、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）第四十三条1に基づいて設置された児童の権利に関する委員会の会合において、戸籍への氏名の記載について我が国政府代表が行つた説明に反するものとは考えていない。

二の3の(3)について

御指摘の出版物は私人の著作に係るものであり、政府としては、その内容について見解を述べることは

適当でないと考えるが、今後とも、法務局等における帰化事務において、帰化許可申請者が帰化後の氏名を自由に定めることができることについて誤解を生じることがないよう努めてまいりたい。

三について

現在把握できる限りにおいては、政府は、昭和六十一年度から平成十一年度までの間に五十七本の人権啓発フィルム及び人権啓発ビデオを作成している。これらの中には、一つの作品の中で複数の人権課題を扱っているものもあり、御指摘の人権課題ごとに集計すると、同和問題に関するものが二十一本、女性に関するものが四本、障害者に関するものが三十一本、在日外国人に関するものが一本あるが、在日韓国・朝鮮人に関するもの及びアイヌの人々に関するものは存在しない。

平成十二年度における人権啓発フィルム及び人権啓発ビデオを作成するための政府の予算額は、九千九百万円である。

四について

平成七年国勢調査によれば、国籍別の労働力人口に占める完全失業者の割合及び職業大分類別就業者数は、それぞれ別表2及び別表3のとおりである。

なお、平成七年国勢調査では、国民健康保険及び国民年金への加入率については調査していない。

別表 1

通学路等における街頭啓発の主な実施状況

担当局	実 施 状 況
東京法務局	<p>① 平成10年10月8日、東京都荒川区内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR三河島駅前及びJR日暮里駅前において、法務局職員、人権擁護委員等14名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」と題する散らし（別紙1）、「みんなともだち」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」及び「啓発活動重点目標」と題するリーフレット、啓発用クリアファイル並びに啓発用万年筆又はシャープペンシル各500部（個））を配布した。</p> <p>② 同月9日、東京都立川市内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR西国立駅及びJR立川駅前において、法務局職員、人権擁護委員等14名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」と題する散らし、「みんなともだち」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」及び「啓発活動重点目標」と題するリーフレット、啓発用クリアファイル並びに啓発用万年筆又はシャープペンシル各500部（個））を配布した。</p>
前橋 地方法務局	平成10年10月9日、前橋市内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR前橋駅前において、法務局職員及び人権擁護委員7名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」と題する散らし（別紙2）、「みんなともだち」と題する冊子及び「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー各200部（個））を配布した。
新潟 地方法務局	平成10年9月25日、新潟市内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR新潟駅前において、法務局職員及び人権擁護委員9名により、「守ろう人権 許すな差別」と書かれた旗を掲げ、「外国人への差別や

	<p>嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「人種差別撤廃条約」と題するリーフレット及び啓発用水耕栽培球根セット各500部（個））を配布した。</p>
大阪法務局	<p>① 平成10年12月1日、東大阪市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する近鉄布施駅前において、法務局職員及び人権擁護委員39名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー及び啓発用カイロ各1,000個並びに啓発用ウエットティッシュ600個）を配布した。</p> <p>② 同日、堺市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する南海本線堺駅前において、法務局職員及び人権擁護委員30名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー及び啓発用カイロ各1,000個並びに啓発用ウエットティッシュ600個）を配布した。</p> <p>③ 同日、岸和田市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する南海岸和田駅前において、法務局職員及び人権擁護委員76名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー及び啓発用カイロ各1,000個、啓発用入浴剤1,000個並びに啓発用ウエットティッシュ600個）を配布した。</p>
名古屋法務局	<p>① 平成10年12月4日、名古屋市中区内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する金山総合駅コンコースにおいて、法務局職員及び人権擁護委員30名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「みんなともだち」、「ヒューマンライツストーリー」、「人権の擁護」及び「世界人権宣言」と題する冊子、「子どもの人権専門委員」と題するリーフレット並びに啓発用シャープペンシル各1,000部（個））</p>

	<p>を配布した。</p> <p>② 平成10年12月6日、名古屋市中村区内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する松坂屋名古屋店前大通りにおいて、法務局職員及び人権擁護委員32名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「みんなともだち」、「ヒューマンライツストーリー」、「人権の擁護」及び「世界人権宣言50周年」と題する冊子、「子どもの人権専門委員」と題するリーフレット並びに啓発用シャープペンシル各1,000部（個））を配布した。</p>
岐阜 地方法務局	平成10年12月5日、岐阜市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する柳ヶ瀬通り商店街ほかにおいて、法務局職員及び人権擁護委員等150名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「みんなともだち」及び「ヒューマンライツストーリー」と題する冊子各1,000部、啓発用シャープペンシル300個並びに「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー5,000個）を配布した。
福井 地方法務局	平成10年12月4日、福井市内の朝鮮学校の生徒が多数利用するJR福井駅前において、法務局職員及び人権擁護委員21名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「人権の擁護」と題する冊子400部）を配布した。
広島法務局	平成10年12月1日、広島市中区内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する広島そごうデパート前（バスターミナル）において、法務局職員及び人権擁護委員50名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「世界人権宣言50周年記念月間」と題する冊子3,000部並びに啓発用ものさし、啓発用花の種及び啓発用メモ帳各1,000個）を配布した。
福岡法務局	平成10年10月23日、福岡市内の朝鮮学校の生徒が多数利用

	<p>するJR及び西鉄和白駅前において、法務局職員及び人権擁護委員7名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「人権の擁護」及び「ヒューマンライツストーリー」と題する冊子、「人権相談」及び「子どもの人権専門委員」と題するリーフレット、「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー並びに啓発用蛍光ペン各250部（個））を配布するとともに、朝鮮学校付近の広報車巡回を実施した。</p>
札幌法務局	<p>① 平成10年10月7日、札幌市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用するJR札幌駅西連絡通路において、法務局職員及び人権擁護委員11名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「世界人権宣言50周年」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」と題するリーフレット、「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー、啓発用シャープペンシル及び啓発用入浴剤各1,000部（個））を配布した。</p> <p>② 平成10年12月4日、札幌市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する札幌大通公園及び地下街において、法務局職員及び人権擁護委員17名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「世界人権宣言50周年」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」と題するリーフレット、「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー、啓発用シャープペンシル及び啓発用入浴剤各1,000部（個））を配布した。</p>

別紙 1

「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」

我が国社会は、名実ともに国際化時代を迎え、これに伴って各種の新たな人権問題が生じるとともに、国民の人権意識が国際的にも注目されつつあります。平成8年1月には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」が我が国について発効し、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のための更なる取組が求められています。

また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものとされています。

こうした中、最近の新聞報道等によれば、在日朝鮮人団体の民族学校及びその児童・生徒に対する嫌がらせ、脅迫、暴力等の発生が伝えられているところですが、これらの事象は、決して許されることではなく、人権擁護上も見過ごすことができないものと考えます。

国民一人一人が人権意識の面でも国際化時代に対応するためには、より積極的に外国人の生活習慣や文化、歴史等について理解と認識を深め、人権尊重の意識を育てていく必要があります。

そこで、法務省の人権擁護機関では、国際化時代にふさわしい人権意識の一層の高揚を図るための啓発活動を行っています。

平成10年10月

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

外国人への差別や嫌がらせをなくしましよう

県民の皆様

最近の新聞報道によれば、日本国に在住の韓国・朝鮮人の民族学校及びその生徒・児童が、心ない人々から傘で殴られたり、つばを吐きかけられるなどの嫌がらせや、脅迫、暴力等が多数発生していると伝えられております。私たちは、人権擁護上これらを見過ごすことはできず、極めて遺憾なことと考えます。

こうした嫌がらせ等を防止するには、日本国に在住の韓国・朝鮮人を中心とする在日外国人に対する誤解や偏見をなくし、人権について正しく理解・認識する必要があります。

私たちは、在日外国人が今後再びこのような嫌がらせなどを受けることのないよう、広く県民の皆様が人権に対する正しい理解を深められるようお願いいたします。

平成10年9月



群馬県人権擁護委員連合会
前橋地方法務局
Tel 027-221-4464

別表2

国籍別の労働力人口に占める完全失業者の割合—全国、都道府県(平成7年)

		労働力人口に占める完全失業者の割合 (注1)		
		日本人	外国人 (注2)	うち韓国・朝鮮
全	国	4.3	6.5	8.5
01	道	4.4	4.2	5.0
02	県	5.0	6.4	6.0
03	県	3.2	2.9	3.9
04	県	3.9	4.1	6.6
05	県	3.4	2.3	3.1
06	県	2.7	4.4	4.7
07	県	3.4	3.5	5.7
08	県	3.8	4.9	6.9
09	県	3.6	7.7	7.5
10	都	3.7	5.4	6.8
11	県	4.4	5.5	7.0
12	県	4.2	6.1	7.5
13	県	4.8	7.0	8.2
14	県	4.5	6.1	8.6
15	県	2.7	2.4	3.8
16	県	2.8	2.7	5.7
17	県	3.3	3.7	5.7
18	県	2.5	3.4	5.3
19	県	3.4	5.7	9.4
20	県	2.4	3.3	4.5
21	県	3.2	4.1	6.2
22	県	3.5	3.2	6.4
23	県	3.7	5.7	7.2
24	県	3.4	3.4	5.9
25	県	3.1	3.5	6.3
26	県	4.4	7.9	8.3
27	県	6.1	10.0	10.3
28	県	5.1	9.0	10.5
29	県	4.2	6.1	7.6
30	県	4.5	7.1	9.1
31	県	3.0	3.9	5.1
32	県	2.4	1.6	2.1
33	県	3.7	4.4	6.7
34	県	3.7	5.1	6.9
35	県	3.6	6.7	7.3
36	県	4.5	2.6	5.4
37	県	3.9	4.7	6.4
38	県	4.4	4.1	7.0
39	県	5.4	6.3	7.2
40	県	5.5	8.4	9.7
41	県	3.5	4.6	6.5
42	県	4.2	5.8	6.4
43	県	4.2	4.6	5.9
44	県	3.9	3.6	4.6
45	県	4.2	3.3	3.8
46	県	4.1	3.3	7.6
47	県	10.3	9.9	11.9

注1) 労働力人口に占める完全失業者の割合(%) = (完全失業者 / 労働力人口) × 100

注2) 国籍「不詳」を含む。

国籍別の職業大分類別就業者数—全国、都道府県 (平成7年)

(1) 日本人	職業(大分類)	A 専門的・ 技術的職業 従事者	B 管理的・ 職業従事者	C 事務 従事者	D 販売 従事者	E サービス 従事者	F 保安職業 従事者	G 農林漁業 従事者	H 運輸・通信 従事者	I 建設工・保 護・製造・ 運搬作業者 及び労務 従事者	J 分類不能の 職業
全		63,537,985	7,935,078	2,628,847	12,066,468	9,439,809	4,945,726	936,214	3,803,822	2,370,525	19,034,321
01	北海道	2,801,233	338,080	125,127	495,361	403,539	235,553	80,865	241,159	132,723	73,350
02	青森県	735,052	73,279	24,307	105,533	93,101	52,311	21,692	121,316	33,600	209,074
03	岩手県	745,979	77,641	26,109	109,854	85,805	51,961	8,773	123,776	31,366	230,324
04	宮城県	1,160,228	133,171	51,522	213,040	177,826	84,667	19,508	94,278	51,336	331,067
05	福島県	607,653	62,756	20,751	92,185	74,233	42,017	7,730	78,534	24,303	204,458
06	茨城県	655,124	65,124	24,561	101,130	79,252	42,647	8,320	80,885	22,361	562,486
07	栃木県	1,083,882	109,196	41,243	169,942	129,105	75,551	12,558	116,856	42,682	385,104
08	埼玉県	1,500,971	177,995	51,347	262,003	179,976	102,365	23,457	143,491	58,860	497,737
09	群馬県	1,028,807	110,231	35,888	171,322	125,735	81,201	10,754	107,943	40,031	364,589
10	新潟県	1,036,620	113,253	37,496	175,420	131,512	79,344	10,234	87,300	37,776	366,402
11	福井県	3,484,190	422,218	139,319	754,272	562,873	238,247	55,738	100,820	134,194	1,043,928
12	山梨県	2,966,657	376,592	135,162	658,912	480,099	231,803	51,175	137,248	111,173	756,578
13	長野県	6,217,714	943,508	331,815	1,461,836	1,099,194	583,395	80,660	32,117	209,429	1,374,945
14	岐阜県	4,226,688	671,918	200,238	561,509	661,021	329,887	69,540	71,009	147,589	1,116,040
15	愛知県	1,312,845	136,037	48,527	213,713	167,019	95,073	14,759	118,939	51,424	465,688
16	三重県	611,591	71,895	24,414	106,747	79,770	40,683	5,896	34,740	21,350	32,581
17	滋賀県	628,411	75,864	25,871	109,922	88,237	53,326	8,592	34,659	22,367	977
18	京都府	6,217,714	943,508	18,249	76,055	54,615	32,504	4,621	30,176	13,983	165,727
19	大阪府	4,226,688	671,918	78,346	57,889	51,947	5,268	46,024	13,472	147,602	354
20	兵庫県	1,204,354	123,608	46,193	194,891	140,088	90,554	9,685	153,533	33,789	404,949
21	神奈川県	1,098,294	119,527	42,427	192,546	147,154	81,384	11,881	49,799	35,862	647
22	東京都	2,013,274	213,238	71,987	338,863	267,850	158,221	27,020	126,243	70,547	2,997
23	福岡県	3,633,468	414,176	137,787	677,904	543,605	272,405	38,575	123,595	127,159	1,289,622
24	熊本県	938,236	102,286	32,455	164,012	119,015	70,377	11,491	60,423	34,340	342,011
25	大分県	645,946	82,197	24,054	115,623	81,095	41,980	8,484	34,783	18,825	237,379
26	宮崎県	1,293,916	174,413	51,971	238,583	211,528	113,613	22,181	44,160	43,376	377,867
27	鹿児島県	518,990	184,994	882,376	785,174	352,519	48,926	29,694	159,318	417,967	15,895
28	沖縄県	2,566,414	335,289	114,533	513,518	399,060	190,680	37,191	80,038	90,052	40,859
29	高知県	661,834	98,940	34,528	139,524	112,406	42,498	9,382	25,907	17,383	8,678
30	徳島県	519,205	60,292	17,468	86,547	73,647	39,480	6,433	60,421	18,723	152,932
31	香川県	325,597	37,493	12,813	51,984	38,543	22,032	5,284	45,099	11,442	100,644
32	徳島県	326,597	47,238	15,135	64,953	48,008	26,760	5,115	55,939	14,824	653
33	香川県	983,329	121,995	37,213	166,486	129,184	65,828	10,327	78,320	38,394	126,581
34	高知県	1,461,505	184,029	62,425	276,497	217,283	104,422	26,354	83,764	56,435	442,950
35	徳島県	778,201	94,305	28,571	131,784	102,310	58,289	13,725	69,339	33,125	245,912
36	高知県	404,978	37,493	12,813	51,984	38,543	22,032	5,284	45,099	11,442	100,644
37	徳島県	526,290	62,297	22,097	97,223	74,207	36,277	6,936	45,394	20,755	456
38	高知県	735,144	87,235	26,138	118,977	97,104	52,165	7,330	87,975	30,682	2,121
39	高知県	406,424	67,671	13,896	63,485	56,556	33,768	4,460	59,611	15,980	7,346
40	高知県	778,201	94,305	28,571	131,784	102,310	58,289	13,725	69,339	33,125	245,912
41	高知県	404,978	37,493	12,813	51,984	38,543	22,032	5,284	45,099	11,442	100,644
42	高知県	526,290	62,297	22,097	97,223	74,207	36,277	6,936	45,394	20,755	456
43	高知県	896,043	31,542	14,518	118,364	72,071	13,540	1,816	124,151	34,629	242,687
44	高知県	598,869	74,448	97,923	81,212	46,511	8,947	67,689	23,475	175,545	1,192
45	高知県	581,385	68,141	89,585	74,514	46,114	8,916	66,275	21,445	166,276	442
46	高知県	842,208	103,372	27,858	136,266	106,674	66,271	11,602	124,510	36,473	228,487
47	高知県	538,621	74,128	40,894	57,722	57,722	13,370	40,894	129,096	1,651	1,651

注) 国籍「不詳」を含む。

(3) 韓国・朝鮮		職業(大分類)	A 専門的 技術的職業 従事者	B 管理的 職業 従事者	C 事務 従事者	D 販売 従事者	E サービス 従事者	F 保安職業 従事者	G 農林漁業 従事者	H 運輸・通信 従事者	I 機械工・保 修・製造、及 びJ分野 従事者	J 技術工・保 修・製造、及 びJ分野 従事者	(A)
全	266,623	20,211	19,795	36,638	48,557	41,447	595	794	12,437	81,473	4,626	25	2
01	2,387	209	419	314	435	593	3	27	63	299	56	2	2
02	564	37	94	78	129	157	-	2	9	-	-	-	-
03	572	27	124	73	104	191	-	1	8	43	1	1	1
04	1,534	168	240	215	345	343	-	6	39	161	17	17	17
05	406	28	65	52	86	127	-	5	5	42	-	-	-
06	426	20	54	41	48	121	-	29	5	108	-	-	-
07	935	58	198	129	140	265	1	5	24	113	2	2	2
08	2,018	253	262	294	328	484	2	5	47	328	15	15	15
09	1,272	75	187	209	191	368	1	3	42	172	24	24	24
10	1,395	74	192	203	252	388	-	5	36	237	8	8	8
11	6,500	618	497	1,030	1,169	1,153	11	10	251	1,545	206	206	206
12	6,361	568	520	908	1,308	1,333	7	21	215	1,300	181	181	181
13	33,643	3,655	2,744	5,328	6,466	6,033	83	45	1,209	6,707	1,373	1,373	1,373
14	13,397	1,170	1,169	1,933	2,379	2,462	26	16	619	3,337	286	286	286
15	1,191	58	172	160	205	315	2	15	29	233	2	2	2
16	851	57	63	99	153	174	2	2	47	254	-	-	-
17	1,272	105	96	153	207	241	2	13	69	380	6	6	6
18	2,216	132	140	274	352	465	1	13	97	734	8	8	8
19	819	50	70	54	117	166	4	5	12	338	3	3	3
20	2,235	172	246	321	353	490	2	16	101	531	3	3	3
21	2,257	340	553	557	664	8	17	225	1,327	10	10	10	
22	3,958	257	430	432	574	659	5	14	120	1,205	12	12	12
23	3,535	213	300	432	574	659	6	14	43	1,422	122	122	122
24	1,454	1,737	3,432	3,967	3,471	52	13	13	171	1,159	29	29	29
25	3,629	205	290	495	606	659	2	13	12	166	1,102	19	19
26	3,410	266	290	449	586	512	8	12	102	1,102	19	19	19
27	17,759	1,283	1,022	2,346	3,214	46	51	972	5,920	580	580	580	
28	6,08	4,878	3,418	9,036	12,914	7,871	186	42	3,222	27,544	814	814	814
29	1,838	1,748	3,368	4,607	3,424	88	58	1,538	9,606	528	528	528	
30	284	178	332	488	277	6	10	95	729	53	53	53	
31	1,515	104	88	176	297	2	12	91	427	21	21	21	
32	1,787	28	89	112	140	214	2	2	28	172	-	-	-
33	608	60	97	79	96	133	-	9	18	116	-	-	-
34	3,398	177	331	428	681	774	6	22	153	801	25	25	25
35	6,213	340	524	926	1,116	972	14	53	358	1,809	101	101	101
36	5,288	283	409	689	1,091	784	3	72	273	1,665	19	19	19
37	157	27	20	28	32	1	3	4	21	1	1	1	
38	439	25	55	75	89	107	-	2	9	75	2	2	2
39	728	34	57	109	138	217	11	24	136	136	7	7	7
40	23	51	50	52	94	1,324	4	2	3	64	7	7	7
41	463	18	45	70	103	98	13	5	508	2,266	113	113	113
42	597	32	75	79	132	109	-	15	21	134	1	1	1
43	464	43	57	49	94	96	6	6	17	99	2	2	2
44	1,049	50	108	132	181	338	-	22	33	182	3	3	3
45	357	23	65	51	73	64	-	10	5	66	-	-	-
46	157	32	19	27	37	-	2	1	29	-	-	-	-
47	6	7	17	-	-	-	2	6	-	-	-	-	-

北青岩宮秋山福茂橋韓城木馬五葉東神新富石福山長岐韓愛三滋京大兵桑和馬島岡庄山德壽愛高福佐長能大宮莊沖
海森手城田形邊木馬五葉東神新富石福山長岐韓愛三滋京大兵桑和馬島岡庄山德壽愛高福佐長能大宮莊沖
道縣県県県
北青岩宮秋山福茂橋韓城木馬五葉東神新富石福山長岐韓愛三滋京大兵桑和馬島岡庄山德壽愛高福佐長能大宮莊沖